

外国公務員贈賄防止に係る 企業の取組み

2024年10月29日

経団連 国際経済本部長

和田 照子

経団連の取組み：企業行動憲章

- 経団連では、企業行動憲章で企業の責任ある行動原則を定めている。
- 企業行動憲章 実行の手引きにおいて、外国公務員に対する贈賄の防止に向けたアクション・プラン例を提示。



企業行動憲章 実行の手引きにおける主なアクションプラン例

- OECD の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」の国内実施法は、各国の事情により所要の見直しが行われることがあるので、その動向を注視するとともに、改正された場合には、改めて教育・啓発する。
- 内部統制システムの一環として、「外国公務員贈賄防止指針」を参考にしながら、基本方針の策定・公表、社内規程の策定をはじめとする防止体制を構築・運用する。
- 所管部門を明確にし、教育・啓発を行うとともに、具体的な案件に関して相談・対応にあたる。

「企業行動憲章」（2024年5月）<https://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/charter2022.html>

「企業行動憲章 実行の手引き〔第10版〕（第2章抜粋）」（2024年5月31日改訂）

<https://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/tebiki10bassui.pdf>

企業にとってのコンプライアンス対策としての必要性

- 様々なリスクと向き合う企業にとって、コンプライアンス対策の観点からの取組みも重要。
- 外国公務員贈賄防止等のコンプライアンス対策のために、各社は教育・研修を工夫して実施。

コンプライアンス対策の教育・研修例

- (A社) 海外派遣者向けの海外法務研修において、現地法の解説は社外弁護士から、自社の取組みについては本社法務部員から説明を行うなど、その国・地域の実情を踏まえた、実践的対応策を解説
- (B社) コンプライアンス教育を独自に実施しうるリソースを持つ地域統括会社を有する場合であっても、日本本社として実施してほしいと考える教育のMinimum Requirementを提示し、それを最低限満たした教育を実施するよう依頼
- (C社) 海外向けにeラーニングシステムによる教育を実施。その際、トップコミットメントを明確にするとともに、具体的な事例を挙げて受講者に検討を促す工夫

(注) 経営法友会の資料を参考に作成

公益通報制度上の対応

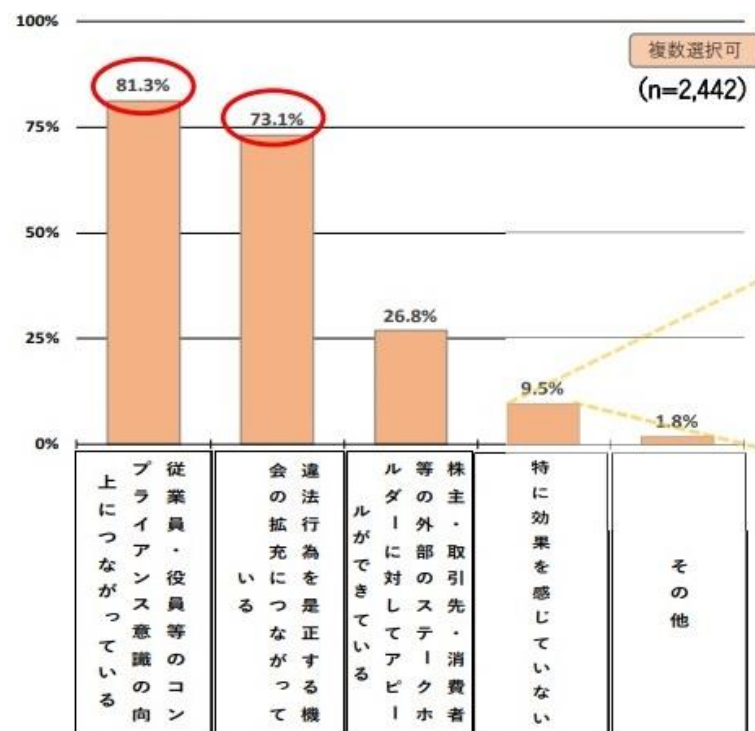
- 外国公務員に対する贈賄を含め、事業活動に関連した違法行為防止策として、公益通報制度の整備と適正な活用が重要。
- 近年内部通報件数が大きく増加。制度導入により、従業員等のコンプライアンス意識の向上や違法行為を是正する機会の拡充に繋がる。

表：従業員3,000人超の事業者における
平成28年と令和5年の内部通報件数の比較

	平成28年度	令和5年度
0件	4.4%	2.2%
1－5件	19.4%	8.2%
6－10件	13.9%	6.3%
11－30件	28.6%	23.4%
31－50件	8.7%	14.2%
51－100件	11.9%	18.0%
100件超	8.3%	24.5%
無回答	3.6%	1.4%
未把握	1.2%	1.9%

平成28年度 N=262, 令和5年度 N=367
回答の上位4カテゴリーを色付け

図：内部通報制度の導入効果



公益通報制度の周知に関する経団連の取組み

- 経団連では、経営者が率先して内部通報制度の活用の促進等に取り組み、不祥事の早期発見や自浄機能の強化に努めるよう、会員企業・団体に呼びかけている。

経団連による周知活動例

- 経団連公式ホームページで、公益通報者保護制度の周知・啓発（左図、2023年12月）
<https://www.keidanren.or.jp/announce/2023/1208.html>
- 消費者庁と共催で、改正公益通報者保護法・事業者の「体制整備」に関するセミナーを開催し、経団連会員企業・団体から約500名が参加。
https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0217_11.html

The screenshot shows the Keidanren (Japan Economic团体連合会) website. The header includes the logo and navigation links: ホーム, 経団連について, Policy(提言・報告書), and Action(活動). The main content area is titled 'お知らせ' (Notice) and features a sub-header '公益通報者保護制度の周知・啓発に関する協力依頼について' (Regarding cooperation for public disclosure system awareness and promotion). The date is '2023年12月8日'. The text explains that the Consumer Affairs Agency has implemented the Public Disclosure Protection Law and is seeking cooperation from Keidanren members for awareness and promotion. It includes a reference link to the Consumer Affairs Agency website: https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete. The footer of the notice says '以上' (End).